

福島県旅館・ホテル等宿泊施設等における新型コロナウイルス
感染症対応に関するガイドライン（第4版）

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合
監修・協力 福島県食品生活衛生課、観光交流課

第4版 令和2年7月21日
(第3版 令和2年6月19日)
(第2版 令和2年5月28日)
(第1版 令和2年5月18日)

新型コロナウイルス感染症対応に関するガイドラインについては、徹底した感染防止対策の実施のため、5月18日に本県独自の旅館・ホテル等におけるガイドライン（第1版）を策定した。その後、国の緊急事態宣言の解除を受けて5月28日に第2版、県外観光客の呼び込み自粛解除を踏まえて6月19日に第3版を策定したところである。

このたび、国の「Go To トラベル事業」に伴う感染拡大への防止策として、宿泊施設向けの緊急連絡先を定めたことから、第4版へ改定する。

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの最新の知見等を踏まえて随時見直すこととする。

記

<予約時の対応について>

- 1 予約制を原則とし、三密を避けたゆとりある宿泊人数とすること。
- 2 他の宿泊者などへの感染防止の観点から合理的な理由があると判断される場合は、宿泊をお断りすることがあることを予約時に説明すること。
- 3 感染防止の観点から三密を防ぐ目的で宿泊部屋数等を制限している場合など、宿泊施設に余裕がない場合は宿泊を拒むことができる。
- 4 国および県などの指針に基づき、県境をまたぐ往来の予約については利用を自粛していただくよう要請する場合があること。

<受付時の対応について>

- 1 受付時等における従業員のマスク着用を徹底すること。
- 2 宿泊者等の名簿の記入を求める際には、住所、氏名、連絡先等についてすべての利用者が記入するよう促すこと。尚、同居の親族等以外の利用者を含む団体客については当該情報について予めその一覧の提出を求めることが望ましい。
- 3 受付時に宿泊者から検温や体調の自己申告をしていただくこと。2泊以上の場合は2泊目以降についてその日毎に自己申告等をしていただくこと。尚、受付時に非接触型の体温計を用いて検温を実施することが望ましい。
- 4 受付時に感染症状がある宿泊者及び同行者については、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 宿泊施設専用緊急相談ダイヤル（電話番号：024-521-8582、休日含む24時間対応 ※7月22日17:00より開設）に連絡し、その指示に従うこと。

<感染予防について>

- 1 従業員が接客をする際にはマスク着用などの飛沫防止エチケットを徹底するとともに手指消毒を定期的実施すること。
- 2 宿泊者に対しても手洗いや手指消毒を啓発し、喫食時や入浴時以外で共用部分に滞在する場合にはマスク着用を促すとともに、客室においては換気に留意させること。

- 3 入退室等の入れ替え時など適切な消毒や清掃、換気を徹底すること。特に多数が高頻度で接触する部位等（ドアノブ、手すり、エレベーターボタンなど）は消毒を徹底すること。
- 4 ホールや宴会場、会議室等における多人数での使用を控えること。使用する場合は、座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔をできる限り空ける（おおむね1m以上を目安とする）など、状況に応じた三密の環境の排除に努めること。
- 5 多人数で取り分ける大皿等での料理提供を実施する場合は、使い捨て手袋の利用を促したうえで手指消毒の徹底をするなど、必要かつ十分な感染防止策を実施すること。
- 6 接待を伴うバーやカラオケ等、旅館・ホテル内の遊興施設については、感染リスクが高い施設であることから、営業する場合は感染防止対策を徹底すること。
- 7 大浴場を使用する場合は、時間を割り当てるなど混雑を回避するための工夫をすること。
- 8 同居の親族等以外が同室になる場合はゆとりをもった部屋割りとするよう努めるとともに、客室内でのマスクの着用や大声での会話の自粛などの要請を予め行うこと。

<従業員等の健康管理の徹底について>

- 1 従業員や出入り業者については、発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること。

<感染が疑われる者が発生した場合について>

- 1 事前に隔離する部屋等を決めておくこと。（風通しや他の宿泊客と共有しない等、配慮が必要）
- 2 感染が疑われる者が発生した場合、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 宿泊施設専用緊急相談ダイヤルに連絡しその指示に従うこと。
- 3 疑感染者については、マスクの着用やレストラン等共用スペースの利用差し控えを依頼すること。
- 4 疑感染者については、他室への移動と待機を依頼し、食事は客室で提供するなど他の宿泊者と接触しないようにすること。
- 5 同行者がいれば、疑感染者と同様の対応をお願いすること。
- 6 疑感染者に対応する従業員を限定し、接触等がある場合は適切に衛生措置を行うこと。
- 7 発症した宿泊者に対応した従業員は、マスクを着用するとともに健康観察を実施し、症状が認められた場合は、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 宿泊施設専用緊急相談ダイヤルに連絡し、その指示に従うこと。

<留意事項>

- 1 厚生労働省新型コロナウイルス感染症関係通知等及び全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等3団体作成「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」(2020年5月21日一部改訂)(別添)の示す対策を講じるよう個別の事情に応じて努めること。